

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学長選考会議（令和元年度第3回）議事要旨

- 1 日時 令和元年11月25日（月）13:00～13:57
- 2 場所 奈良先端科学技術大学院大学 事務局3階 会議室
- 3 出席者 矢嶋議長
小山、田中、板東、小笠原、松本、橋本、太田、寶學、垣内、箱嶋、渡邊の各委員
欠席者 野間口委員
出席監事 西村監事、野口監事
陪席者 松山企画・教育部長、平桑企画総務課長
- 4 配付資料
資料1 : 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考会議（令和元年度第2回）議事要旨（案）
資料2-1 : 学長の再任審査等に関する規程等の一部改正の要点
資料2-2 : 第8代学長の再任審査に係るフロー図（案）
資料2-3 : 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考規程等の一部改正について
資料2-4 : 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考規程（新旧対照表）（案1）
資料2-5 : 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考細則（新旧対照表）（案2）
資料2-6 : 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考会議規程（新旧対照表）（案3）
資料2-7 : 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考細則（新旧対照表）（案4）
参考資料 : 学長の再任審査について
資料3-1 : 学長の任期の特例について
資料3-2 : 学長の任期の特例の検討の方向性
資料3-3 : 9代学長の特例任期（素案）
- 5 議事
(審議事項)
 - (1) 前回議事要旨の確認について
資料1の前回（令和元年度第2回）の議事要旨（案）について、原案のとおり承認した。
 - (2) 学長の再任審査等に関する規程等の一部改正について
議長から、資料2-1から資料2-7に基づき、学長の再任審査等に関する規程等の一部改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(その他)

 - (1) 学長の任期の特例について
議長から、資料3-1から資料3-3に基づき、学長の任期の特例について説明があった後、意見交換が行われた。今回の意見等を踏まえて、次回の学長選考会議において引き続き検討することとなった。

(主な意見等は、次のとおり)

 - ・任期途中で欠員となった場合が実際に起きてから学長選考が一定期間かかるため、そのような事情を考慮した上で議論する必要があると思う。また、副学長に学長代行として務めてもらうことも考えられる。その場合、副学長の権限や職務を考えておいた方が良いと思う。

- これまでの議論において、文部科学省の中期計画が6年周期であるため、学長の任期を4年から6年（4年+2年）とすることとなったと思う。学長の任期は、原則、最大6年として、今回のような特例の場合が起こったときは、そのときの学長選考会議で考えることとすれば良いのではないかと。
- 本学の顔として、学内外に親しまれ、外部資金を獲得する外交力に優れた学長であれば、長期の任期としても良いのではないかと。ただし、長期の任期のリスクもあると思う。
- 長期とするかについては、該当する者がいる場合に考えればよいのではないかと。
- 奈良先端大らしい学長選考の方法や、比較的若い者が学長となれるような選考方法があってもよいと思う。
- 任期途中で欠員となった場合に、次期学長となった者が残任期間を務めた後、その次の6年（4年+2年）を務めるかどうかは、学長選考を経なければならぬ。このため、原則として、中期計画の1年前までに行うこととなる学長選考において、その者が立候補することを認めてもよいのではないかと。
- 再任されない場合、次期学長に残任期間2年を務めてもらい、その者が、次の学長選考に立候補することを認めればよいのではないかと。残任期間2年の場合には、急に亡くなったときも想定しておいた方がよいと思う。
- 学長がどのような役割に軸足を置いているかを考えることによって、これらのような問題は、自ずと答えが出てくるように思う。

以 上